

3. 幹線道路網の設定

3.1 幹線道路網の配置計画

菰野町都市マスタープランにおける都市づくりの将来像「自然と人が共生する田園観光都市」を構築するためには、地域間や町内での連携を強化する交通の軸などが必要となります。

交通の軸の形成にあたっては、町内の各道路について、それぞれの位置や規格、機能に応じて適切に役割を分担するとともに、各道路が体系として繋がることで町内の道路ネットワークを形成することが必要となります。

そこで、町内の道路を、高速道路、広域幹線道路、地域幹線道路、生活幹線道路、生活道路の5つに区分し、円滑に交通処理できるネットワークの確立を目指します。このうち、生活道路を除く4つの道路を幹線道路として位置づけます。

①高速道路

役割：中部圏や近畿圏、周辺との広域的な連携強化を図ることができる道路
・平成30年度（2018年度）に供用予定の新名神高速道路を位置づけます。

②広域幹線道路

役割：本町の骨格となり、円滑な交通流動の確保と活性化を支援する道路
・近隣都市間との交通を処理し広域的なアクセス機能を高める重要な道路として整備を促進します。

③地域幹線道路

役割：菰野町と周辺の市町と連絡する役割を担う道路
・歩道整備による安全性、及び幅員確保によるアクセス利便性の向上を図ります。

④生活幹線道路

役割：居住地区内と幹線道路とを連絡する日常的に利用する主要な生活道路
・（仮称）菰野ICと周辺集落を結ぶアクセス道路の整備を図ります。
・新名神高速道路の整備に伴う側道整備を促進し、そこから周辺集落を結ぶ道路整備を図ります。
・観光・レクリエーション拠点へのアクセスや各拠点を結ぶ道路の整備を図ります。

⑤生活道路

役割：沿道住民が日常的に利用する道路であり、通過交通が進入せず、安心して安全に利用することができる道路

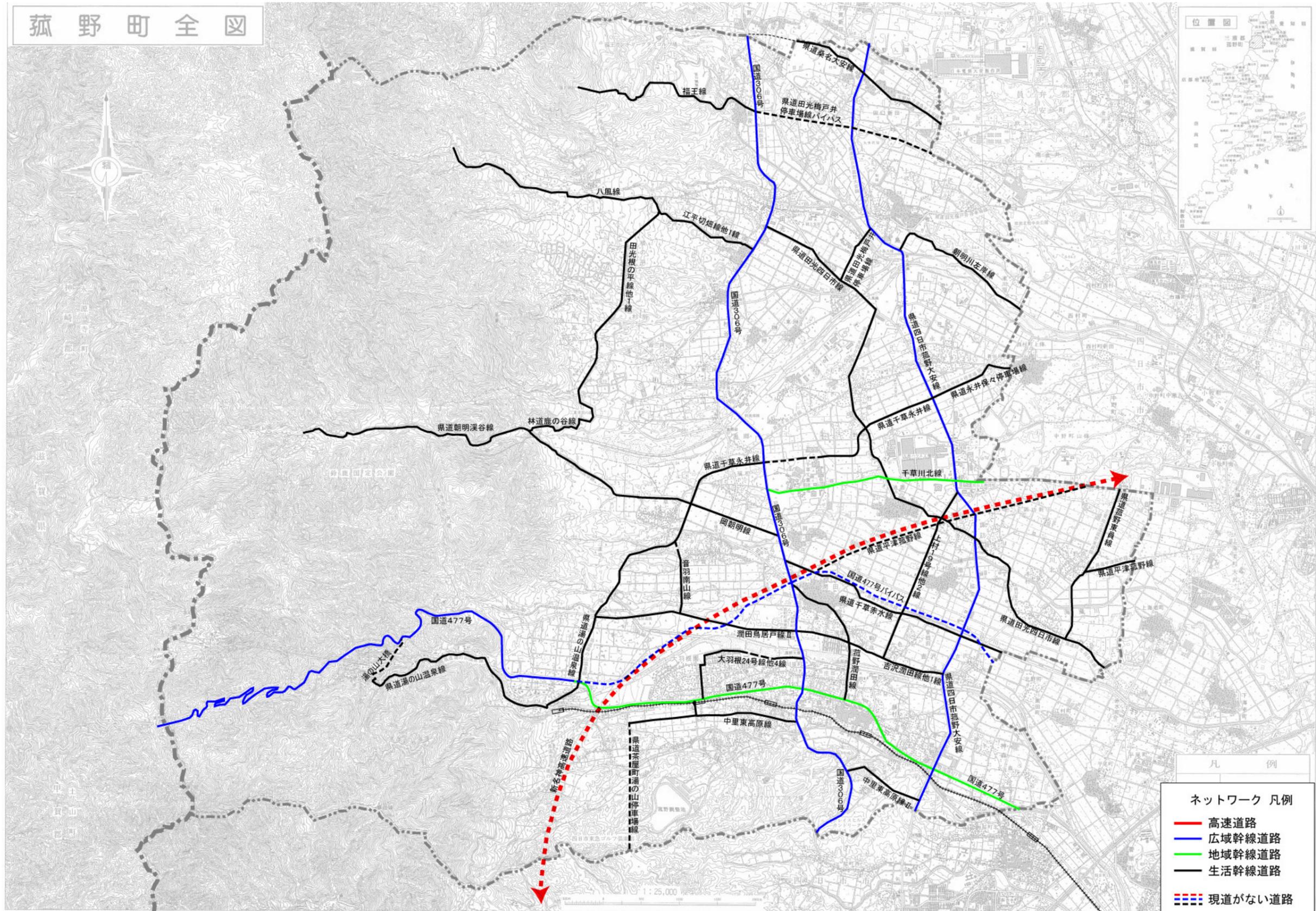
- ・歩行者や自転車の安全性確保のための空間整備や通過車輛が進入しにくい工夫を行うなど歩行者専用道路やコミュニティ道路などの整備を図ります。

①幹線道路として位置づける道路

道路区分	路線名	路線番号
高速道路	新名神高速道路	
広域幹線道路	国道 306 号	広 1
	(県) 四日市菰野大安線	広 2
	国道 477 号 (旧スカイライン)	広 3
	国道 477 号バイパス	広 4
地域幹線道路	(町) 千草川北線	地 1
	国道 477 号	地 2
生活幹線道路	(県) 田光梅戸井停車場線 (バイパス)	生 1
	(県) 茶屋町湯の山停車場線	生 2
	(県) 桑名大安線	生 3
	(町) 福王線	生 4
	(町) 八風線	生 5
	(町) 江平切畑線他 1 線	生 6
	(町) 田光根の平線他 1 線	生 7
	(県) 田光梅戸井停車場線	生 8
	(県) 田光四日市線	生 9
	(町) 朝明川左岸線	生 10
	(県) 永井保々停車場線	生 11
	(県) 千草永井線	生 12
	(県) 朝明溪谷線	生 13
	(町) 岡朝明線	生 14
	(町) 上村 19 号線他 2 線	生 15
	(県) 菰野東員線 (県) 田光四日市線と(市) 大沢中野線の間)	生 16
	(県) 平津菰野線	生 17
	(県) 平津菰野線 (新名神高速道路の側道)	生 18
	(県) 千草赤水線	生 19
	(町) 菰野潤田線	生 20
	(町) 吉沢潤田線他 1 線	生 21
	(県) 湯の山温泉線	生 22
	(県) 湯の山温泉線 (湯の山大橋)	生 23
	(町) 音羽南山線	生 24
	(町) 潤田鳥居戸線Ⅱ	生 25
	(町) 大羽根 24 号線他 4 線	生 26
	(町) 中里東高原線	生 27
	(町) 中里東高原線Ⅱ	生 28
	林道鹿の谷線	生 29

※表中の路線番号は 42 ページの区間番号に対応

②幹線道路道路網図



3.2 幹線道路網の幅員構成の目安

広域幹線道路、地域幹線道路、生活幹線道路に対する幅員構成の目安を以下に示します。

①広域幹線道路

広域幹線道路については、総幅員 12.5m 以上が確保されていることを基本とします。ただし、以下の場合については整備対象外とします。

- 1)広域幹線道路として位置づけた既設道路に対して、上記の総幅員は確保されていないが、両側に 2.5m 以上の歩道が設置されている道路
- 2)広域幹線道路として位置づけた既設道路に対して、市街地以外では歩行者交通が少ないことから、歩道設置の必要性が低いと判断される区間

②地域幹線道路

地域幹線道路に対しては、総幅員 12.0m が確保されることを基本とします。

ただし、歩道設置の必要性や現況の道路幅員、沿道状況を考慮し、以下の場合に対しては、片側歩道、歩道未設置を随時選定するものとします。

- 1)現況の道路幅員や沿道状況から両側歩道の設置が困難と判断される場合、または、同一路線における事業中区間の計画幅員が片側歩道整備であった場合には、総幅員 10.0m の片側歩道整備を基本とします。
- 2)市街地外において、歩道設置の必要性が低いと判断される場合には、総幅員 8.0m の整備を基本とします。

③生活幹線道路

市街地内における生活幹線道路に対しては、総幅員 12.0m が確保されることを基本とします。

ただし、歩道設置の必要性や現況の道路幅員、沿道状況を考慮し、以下の場合に対しては、片側歩道、歩道未設置を随時選定するものとします。

- 1)市街地内において、現況の道路幅員や沿道家屋の状況から両側歩道の設置が困難と判断される場合、または、同一路線における事業中区間の計画幅員が片側歩道整備であった場合には、総幅員 10.0m の片側歩道整備を基本とします。
- 2)市街地外において、通学路に指定されている場合、あるいは歩道設置の必要性が高いと判断される場合には、総幅員 10.0m の片側歩道整備を基本とします。
- 3)市街地外において、歩道設置の必要性が低いと判断される場合には、総幅員 8.0m の整備を基本とします。

